

高槻市販売農家物価高騰対策支援金

申請の手引き（令和7年度版）

令和8年1月作成

高槻市 街にぎわい部 農林緑政課 TEL: 072-674-7402

1. 目的

肥料をはじめとする農業資材の価格高騰の影響を受ける中で、営農を継続している市内在住の農業者に対し、市独自の支援金を交付することで、資材費の価格高騰などへの農業経営への影響を緩和し、市内在住の農業者を支援することを目的とします。

2. 対象者

対象者の主な要件は次のとおりです。

- ・申請日時点で、高槻市に住所があること。法人にあっては申請日時点で本店又は主たる事務所が高槻市にあること。
- ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間で農産物の販売金額があること。
- ・継続して農業を営むための取組を行っている又はその意思を有すると認められること。

3. 申請期間

令和8年1月20日（火曜日）から令和8年3月2日（月曜日）まで（必着）

4. 申請方法

申請書（市ホームページからダウンロード、または市窓口にて配布）に必要事項を記入し、添付資料とともに郵送してください。

『郵送先』

〒569-0067

高槻市桃園町2-1

高槻市 街にぎわい部 農林緑政課 支援金担当 宛

※窓口でも受け取りは可能ですが、内容の確認はその場ではいたしません。

※提出書類は返却いたしません。コピーを各自でご準備ください。

5. 支援金額

販売金額	支援金額
1万円以上 10万円未満	8千円
10万円以上 50万円未満	1万5千円
50万円以上 100万円未満	3万円
100万円以上 300万円未満	4万5千円
300万円以上 500万円未満	9万円
500万円以上 1,000万円未満	15万円
1,000万円以上	45万円

6. 提出書類

- 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 本人の住所が確認できる書類（次のいずれかの書類）の写し
(令和6年度支援金受給者で申請者が変更ない場合は不要)
 - ・運転免許証（表・裏の両方）
 - ・各種健康保険証（表・裏の両方）
 - ・住民基本台帳カード（表面）
 - ・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）
 - ・マイナンバーカード（表面） 等
- ※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る
- ※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し
- 令和6年の売上額を証する書類（次のいずれかの書類）の写し
 - ・令和6年確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）
 - ・売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、取引先が発行する明細通知等（例）令和6年にJAが発行したライスセンターの明細通知
- ※令和6年におけるJAたかつきライスセンターの利用実績及び農風館（野見町店・かしだ店）の売上のみを販売金額と証する場合は不要（交付申請書兼請求書「1（2）販売金額添付書類①」に✓をする必要があります）
- 振込先の通帳等の写し（表紙をめくった最初のページ）
(令和6年度支援金受給者で前回と同様の振込先の場合は不要)

申請書記入例

様式第1号（第4条関係）高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 ●年 ●月 ●日

（あて先）高 槻 市 長

住所	〒569-0067 高槻市桃園町2-1	
法人名・屋号・商号		
(フリガナ) 氏名	(タカツキ タロウ) 高槻 太郎 高	
生年月日	昭和●●年 ●●月 ●●日	
電話番号	090-0000-000	
〔 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕		

高槻市販売農家物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、申請に当たって、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ないことを誓約します。また、裏面「誓約事項」の記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

1(1)申請区分(青色申告決算書又は収支内訳書の販売金額欄、又は売上額を証明する書類の販売金額に応じて申請区分のいずれか1つに☑してください。)

申請区分（いずれか1つに☑）	販売金額	支援金額
	1万円以上 10万円未満	8千円
	10万円以上 50万円未満	1万5千円
✓	50万円以上 100万円未満	3万円
	100万円以上 500万円未満	4万5千円
	500万円以上 1,000万円未満	9万円
	1,000万円以上	15万円
		45万円

販売金額に応じていずれか一つに✓

令和6年におけるJAたかつきライスセンターの利用実績

及び農風館（野見町店・かしだ店）の売上額のみを販売金額とする場合は①に✓

（販売金額を証する書類は不要です）

(2)販売金額添付書類(いずれか一つに☑してください)

- ① ✓ 令和6年におけるJAたかつきライスセンターの利用実績
る情報を市が取得することに同意します。
→販売金額を証する書類は不要です。
- ② ①以外で販売金額を証し
→令和6年確定申告書の写し及び有
を証する書類が必要です。

確定申告の写しやその他の売上額を販売金額とする場合は
②に✓

2 支援金振込先(いずれか一つに☑してください。)

- ① (令和6年度支援金受給者のみ) 令和6年度
振り込んでください。
→裏面の振込先の記入・口座資料の添付は
裏面の口座に振り込んでください。
- ② ✓ ①に記載の振込先に
裏面の口座に振り込んでください。

①は前回受給者で前回と同じ振込先の場合は✓
(裏面の口座番号等記入不要・通帳の写しは不要です)

その他の場合は②に✓

(市処理欄)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)
高槻市 1.農業協同組合 2.銀行 3.（ ）	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座 3 その他	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
金融機関 コード	支店 コード		
フリガナ	タカツキ タロウ		
口座名義	高槻 太郎		
<p>※ 口座名義が法人名または申請者と異なる場合は、以下の欄に申請者と記入してください。</p> <p>上記口座に支援金を振り込んでください。</p> <p>(申請者 氏名) 2 支援金振込先の②に✓した場合は全て記入</p>			
<p>3添付書類 (令和6年度支援金受給者で申請者が変更ない場合は不要)</p> <p>✓ (令和6年度支援金受給者で申請者が変更ない場合は不要) 本人の住所が確認できる書類 (運転免許証(表・裏の両方)・各種健康保険証(表・裏の両方)・住民基本台帳カード(表面)・パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)・マイナンバーカード(表面)等の写し) ※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る ※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し</p> <p>✓ (「1(2)販売金額添付書類」で①を☑した方は不要) 令和6年確定申告書の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告の場合)の写し 又は令和6年の売上額を証する書類(売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、取引先が発行する明細通知等(例)令和6年にJAが発行したライスセンターの明細通知等)</p> <p>✓ (「2支援金振込先」で①を☑した方は不要) 振込先の通帳等の写し(表紙をめくった最初のページ)</p>			
<p>誓約事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。 申請日現在、高槻市内に住所・本店が所在していること。 申請日現在、農業を継続して行っており、今後も営農を継続すること。 本市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。申請内容の不備等が本市が指定する期限までに解消されなかったときは、支援金が不交付となる場合があることに同意すること。 農業経営体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求め必要な情報及び資料(法人の役員名簿等)を遅滞なく提出すること。 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・交付に関する事務に限り、高槻市が次の団体と情報共有することに同意すること。(団体名)高槻市農業委員会・高槻市農業協同組合等 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聞くことに同意すること。 同一の農業者として支援金を二重に受給するなど、虚偽の申請その他不正な手段等により支援金の交付を受けたときは、交付要綱第12条に基づく支援金の返還、及び交付要綱第13条に基づく違約金及び延滞金の支払いを行うこと。 支援金交付に係る情報として、本課が申請者の課税状況等について、確認することに同意すること。 			

7. 提出書類の補足

(1) 令和6年の農産物の販売金額

◆確定申告の農産物の販売金額

青色申告決算書又は収支内訳書の「販売金額」欄に記載された金額です。

The diagram illustrates the relationship between two financial documents:

- Left Document:** '青色申告決算書の販売金額' (Sales Amount of Blue Declaration Settlement Statement). It is a '損益計算書' (Income Statement) for the '令和〇年分' (Year 0). The '販売金額' (Sales Amount) section is highlighted with a red box.
- Right Document:** '収支内訳書の販売金額' (Sales Amount of Income Statement of Settlement Statement of Income and Expenses). It is a '収支内訳書' (Income Statement of Settlement Statement of Income and Expenses) for the '令和〇年分' (Year 0). The '販売金額' (Sales Amount) section is also highlighted with a red box.

Both documents have a red box highlighting the '販売金額' (Sales Amount) section, indicating that this is the amount to be referred to for the question.

◆確定申告以外に令和6年の販売金額を証する書類

取引先が発行し、令和6年中の売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された明細通知等の合計額です。

(例) 令和6年にJAが発行したライスセンターの明細通知等の合計額

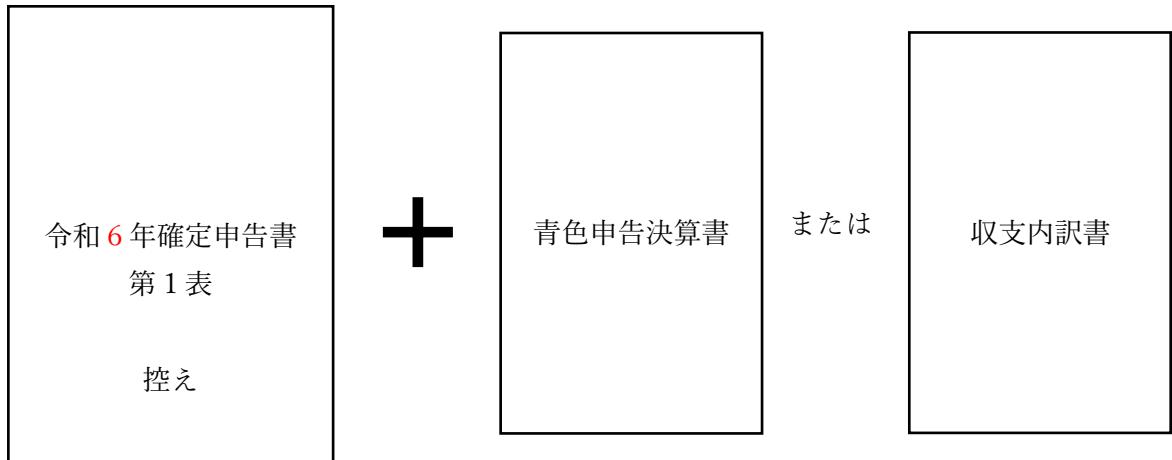
※取引先が発行した明細等でない場合、販売金額の合計には含みません。

(例) 自身が作成した売上伝票・・・販売金額の合計には含みません。

(2) 確定申告書の写し

【e-Tax でない場合】

- 確定申告書第一表の写し（1ページ目）
- 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1ページ目及び2ページ目）



※法人の場合は、申請日現在の直近事業年度の確定申告書類で次の書類を提出してください。

- ・確定申告書別表一の写し（1ページ目）
- ・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

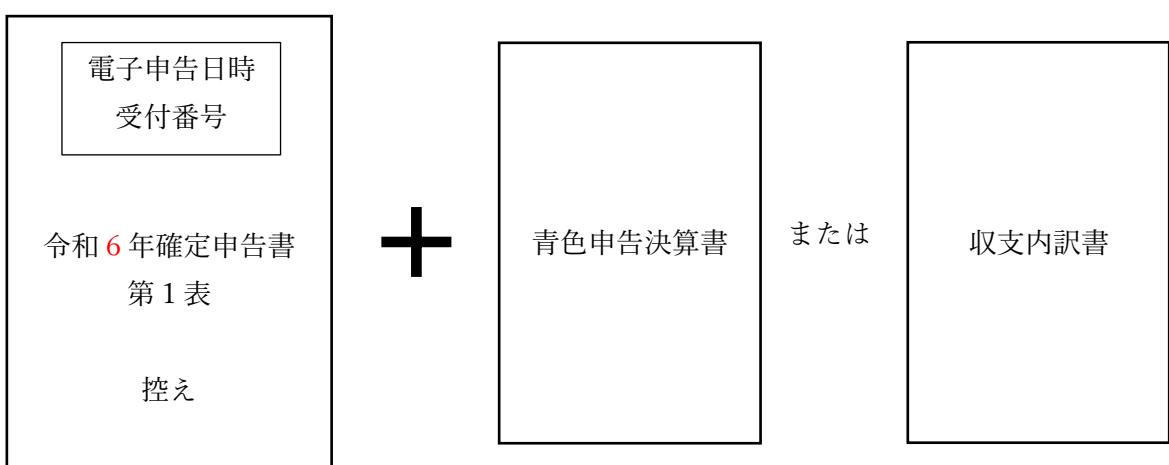
【e-Taxの場合】

- ・確定申告書第一表の控え（1ページ目）
- ・所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1ページ目及び2ページ目）

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されているもの。

記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示され、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細が分かるものを添付してください。



※法人の場合は、申請日現在の直近事業年度の確定申告書類で次の書類を提出してください。

- ・確定申告書別表一の写し（1ページ目）
- ・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

（3）通帳の写し

- ・通帳の表紙をめくった最初のページで金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が確認できる写しを提出してください。
 - ・インターネットバンキングで通帳がない場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が確認できる金融機関ホームページ画面を提出してください。
- ※前回受給者で前回と同様の口座振り込みを希望される場合は提出不要です。